

## 今後の個別の指導・助言のあり方に係る 具体的手法について

令和5年度第2回政治資金適正化委員会（令和5年8月25日開催）において、今後の個別の指導・助言のあり方の具体的手法について検討を進めることを決定したことから、以下の各項目に係る論点について具体の検討を行う。

### ○各項目に係る論点

#### ①登録政治資金監査人の業務に対する意識喚起

##### ○これまでの経緯

令和4年度の委員会において、以下について改めて意識喚起を行うこととした。

- ・政治資金監査制度の意義及び登録政治資金監査人の責務
- ・（政治資金監査報告書は収支報告書とともに公表されることから）適確でない政治資金監査を行った場合、社会的に厳しい評価を伴う可能性がある旨

以上を踏まえ、意識喚起の具体的な手法等に係る下記の論点について、検討を行う。

- ・各種研修時における意識喚起の方法について  
→ フォローアップ研修等において、より効果的に意識喚起を行えるよう、資料の記載ぶりの改善を検討することが考えられるか。
- ・個別の指導・助言文書について  
→（具体の文面について）  
個別の指導・助言は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の30第1項第5号の規定による事務であるが、政治資金適正化委員会は登録政治資金監査人に対して何らかの処分を行う権限を有するものではないことから、文章の表現の記載ぶりを慎重に検討をする必要があるか。  
→（周知方法等について）  
文書を確実に対象者本人に受け取らせることができる本人限定受取郵便等の手法の検討、各種研修における説明のほか、例えば、各士

業団体への会員に対する周知依頼を行う等、政治資金監査に携わることに對して一定の緊張感を持ってもらえる周知方法の検討が必要か。

あるいは、個別の指導・助言文書を受領した旨を対象者本人に返信してもらう等、対象者本人に通知した後の手続を追加することも考えられるか。

## ②登録政治資金監査人の誤り軽減に資する仕組みの検討

### ○これまでの経緯

令和3年度第5回委員会の中で、政治資金監査に関する情報の一覧性の向上及び類型別の監査報告書の様式の提供といった、形式的な誤り防止のための工夫ができないかという意見が出された。これを受け、令和4年度委員会において、今後政治資金適正化委員会ホームページの改善を図り、登録政治資金監査人に活用を呼びかけることとした。

以上を踏まえ、政治資金適正化委員会ホームページの改善等に係る下記の論点について、検討を行う。

- ・ ホームページの構築及び掲載資料について
  - 登録政治資金監査人にとって必要な様式及び資料等の情報を一覧しやすい政治資金適正化委員会ホームページの構築が必要だが、どのような形式で構築するか。すでに掲載している政治資金監査チェックリストや政治資金監査に関するQ&A等の各種資料についても、掲載場所を集約するなどの見直しが必要か。
- ・ 類型別政治資金監査報告書について
  - (類型について)
    - 以下のア・イのような類型が考えられるのではないか。
    - ア 法第12条第1項に基づく収支報告書
      - A：政治資金監査の対象となった事項について全て確認できた場合
      - イ 法第17条第1項に基づく解散収支報告書

また、上記類型を監査報告書「2 監査の結果」欄における領収書等の個別の記載等によってさらに細分化することも検討できるが、より複雑になる可能性があるか。

→（ファイル形式等について）

編集可能な Word 形式ファイルとする等、政治資金監査報告書を作成するにあたって、登録政治資金監査人が使用しやすいものとするべきではないか。

また、日本公認会計士協会が公表している監査実施報告書の様式等にあるように、データで入力する際には注意事項等を表示できるが、印刷の際には注意事項等が印刷されないような設定を活用する等、作成時の注意事項等を政治資金監査報告書の様式内で確認できる仕組みを構築できないか。

→（周知方法等について）

政治資金適正化委員会ホームページに掲載するだけでなく、同ファイルの使用を推奨する趣旨の周知が必要となるが、その手法についてどうすべきか（ex. 研修テキストやチェックリスト等紙媒体への記載、全監査人への文書の発出、各種研修時における説明や周知ペーパーの配付等）。

### ③都道府県選挙管理委員会の報告事務フローの改善

#### ○これまでの経緯

令和3年度に実施した「個別の指導・助言に係る都道府県選挙管理委員会へのアンケート」の結果を踏まえ、令和4年度委員会では、報告事務フローの改善として、報告期限の見直し及び個別の指導・助言の取組結果の周知の強化（実施済み）とともに、報告事務要領（法第19条の35第1項に基づく協力依頼）における報告基準等の記載の明確化を図ることとした。

下記の点につき一定の対応をしたところであるが、今後さらに改善点が見つかれば検討を一層深めることとする。

- 確認項目以外の報告事項（都道府県選挙管理委員会の任意報告）の取扱い
  - 確認項目以外に関するものは各都道府県選挙管理委員会の任意で報告を依頼しているものであるが、既に報告事務要領に例示されているような個別の指導・助言に至ったことがある事例を、より分かりやすく報告事務要領に記載する。
- 報告不要なものについての記載の取扱い
  - 例年報告不要な案件が都道府県選挙管理委員会から提出されることから、より分かりやすく報告事務要領に記載する。